

串間市契約管理システム導入業務委託仕様書

1 業務名

串間市契約管理システム導入業務委託

2 目的

本業務は、建設工事等競争入札参加資格者の管理、入札執行管理及び契約業務の事務の効率化をより一層図るために契約管理システムを導入するものである。

3 疑義

本仕様書及び別紙の特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに串間市と受託者は協議の上、受託者は串間市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

4 提出書類

受託者は、契約締結後、本業務実施にあたって次の書類を速やかに串間市に提出し、承認を得るものとする。（様式任意）

- (1) 業務着手届
- (2) 業務責任者届兼経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 貸与データ及び資料に関する誓約書
- (5) その他、串間市が指示するもの

5 業務責任者

- (1) 業務責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に串間市と受託者は十分協議を行うとともに常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

6 打合せ

受託者は、本業務の主旨を熟知し、業務実施期間中においては、串間市と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成する。打合せは、必要に応じて随時行うものとする。

7 秘密の保持

本業務において、受託者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

8 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切を処理するものとする。

9 資料の貸与

受託者は、本業務に必要な資料を串間市より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに業務完了後、速やかに返却するものとする。

10 検査

本業務実施中、受託者は必要に応じて串間市の中間検査を受け、業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受託者が負担す

るものとする。

11 委託期間

契約締結日から平成31年3月29日までとする。

12 委託業務内容

委託業務は、串間市契約管理システム導入業務委託に係る一式とし、詳細な業務内容は、別紙の特記仕様書のとおりとする。